



知りたい情報がいっぱい!

# くらしのお知らせ



凡例 → **日** 日程・日時 **所** 場所・会場 **対** 対象 **定** 定員 **費** 費用 **内** 内容 **申** 申込方法など  
**問** 問い合わせ **TEL** 電話 **FAX** ファクス **HP** ホームページ **メ** メールアドレス

**暮らし・手続き** 法律に関する悩みごとはありませんか？(留萌市内無料法律相談会)

▼市民を対象にした無料法律相談会を開催します。旭川弁護士会に所属する弁護士が、遺産相続や離婚問題、金銭の貸借などの相談に応じます。

相談会に参加するためには、前日までに下記へ予約が必要です。参加予約は先着順となります。

●電話予約から相談会参加までの流れ

- ①相談会の前日までに市・市民課へ電話する。
- ②相談時間を予約する。  
※予約する際に相談内容をお伝えください。
- ③相談会当日、会場へ行き弁護士に相談する。

**日** 1月17日(水)  
13:00～16:00 (30分×6枠分)  
**所** 保健福祉センターはーとふる  
**申** 1月16日(火)まで(土・日曜日は除く)  
**問** 市・市民課 **TEL** 56-5003

**暮らし・手続き** 道路への「雪だし」はやめましょう

▼道路への「雪だし」は行わないでください。除雪に関するお問い合わせは、下記へご連絡ください。

- 【市道に関するお問い合わせ】**  
**問** 市・都市整備課 **TEL** 42-2010  
**【道道に関するお問い合わせ】**  
**問** 留萌建設管理部事業課 **TEL** 42-1849  
**【国道に関するお問い合わせ】**  
**問** 留萌開発事務所道路課 **TEL** 42-3168  
**【事故などが発生した場合】**  
**問** 留萌警察署 **TEL** 42-0110

**暮らし・手続き** 「1月の粗大ごみ収集日」について

▼収集の申し込みは、収集日2日前(閉庁日はその前の平日)の午後3時までに下記へお願いします。

●1月の粗大ごみ収集日 **日** **所**

17日(水)	大町、瀬越町、港町、明元町、幸町、本町
18日(木)	寿町、礼受町、浜中町、沖見町、平和台
19日(金)	見晴町、宮園町、錦町、開運町、栄町
24日(水)	三泊町、塩見町、春日町、元町、船場町、花園町、末広町、旭町
25日(木)	住之江町、泉町、野本町、千鳥町、元川町、神居岩、堀川町、高砂町、五十嵐町
26日(金)	緑ヶ丘町、東雲町、南町、潮静、大和田、藤山町、幌糠町、中幌、樽真布、南幌、峠下町、東幌

**問** 留萌南部衛生組合  
**TEL** 43-2555 / 43-2588

**暮らし・手続き** 市民雪捨て場「日曜日開放」のお知らせ

▼市では市民雪捨て場「日曜日開放」を実施します。

開放日	捨て場開放場所
1月7日(日)	大和田 八線左の沢
1月21日(日)	沖見町 ゴールデンビーチるもい
2月4日(日)	大和田 八線左の沢
2月18日(日)	沖見町 ゴールデンビーチるもい

※開放時間はいずれも午前6時から正午まで

**問** 市・都市整備課 **TEL** 42-2010

## オロロンひまわり基金法律事務所

●業務時間 / 9:00～18:00 ●休業日 / 土・日・祝日  
 留萌市花園町2丁目2番13号 信和商事ビル2階4号室  
**TEL. 0164-56-4312**

法律相談随時受付 相談料 5,500円(税込)

【相談までの流れ】①電話で事情を説明→②相談予約→③弁護士に相談

- ※お電話だけで終了した場合は、相談料は発生しません。
- ※低所得者向けの相談料援助制度(法テラス)も利用可。

至留萌駅  
 ● オロロンひまわり基金法律事務所 (信和商事ビル2階4号室)  
 ● 留萌信用金庫本店  
 231  
**オロロンひまわり基金法律事務所** **検索**

「償却資産の申告」について

▼償却資産を所有している方は、毎年1月1日現在の資産状況を申告しなければなりません。申告期限は1月31日(水)ですので、期限内に申告をお願いします。また、「eLTAX（エルタックス）」で償却資産の申告ができます。

▼償却資産とは、法人（会社）や個人で、工場や商店などを経営している方が、その事業のために使用することができる機械、器具、備品などをいい、固定資産税の課税対象となります。

【申告対象となるもの】

- ① 構築物（看板、鉄塔、家屋附帯設備など）
- ② 機械および装置（旋盤、ベルトコンベヤーなど）
- ③ 船舶（漁船、貨物船、モーターボートなど）
- ④ 車両及び運搬具（大型特殊自動車など）
- ⑤ 工具、器具および備品（測定・検査工具、机、パソコンなど）

【申告対象とならないもの】

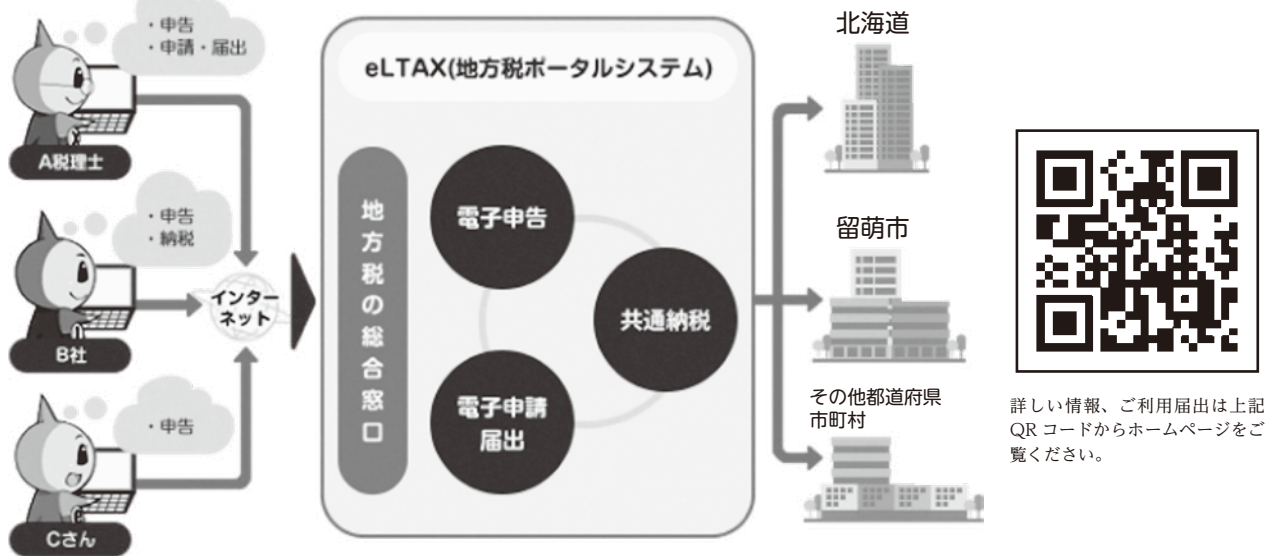
- ① 使用可能期間が1年未満の資産
- ② 少額償却資産（取得価額が10万円未満の資産で、法人税法などの規定により一時に損金算入されたもの。ただし、個別の耐用年数により減価償却を行っているものを除く）
- ③ 一括償却資産（取得価額が20万円未満の資産で、法人税法などの規定により3年間で一括して均等償却するもの。ただし、個別の耐用年数により減価償却を行っているものを除く）
- ④ 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの
- ⑤ 無形減価償却資産

問 市・税務課

TEL 42-1804

「地方税ポータルシステムエルタックス」について

▼地方税ポータルシステムエルタックスは、北海道で扱う「法人道民税・法人事業税・特別法人事業税」と市町村で扱う「個人道市町村民税」「法人市町村民税」「固定資産税（償却資産）」の申告、一部の届出・納税をインターネットを利用して行えるシステムです。



問 市・税務課 TEL 56-5004

問 留萌振興局税務課 TEL 42-8416

詳しい情報、ご利用届出は上記QRコードからホームページをご覧ください。

本当によかったを形に 優しい気持ちがいっぱいの斎場です

NISHIKIDO HANAZONO FUNERAL HALL  
にしきどう 花園市民斎場

一般社団法人  
日本儀礼文化調査協会  
JECIA  
★★★★★認定

安心の24時間 電話対応  
留萌市花園町2丁目3-23

0120-43-9000  
※携帯・自動車電話・PHSからもご利用いただけます。



留萌市開運町1丁目4番9号 (AKさし様向) TEL (0164) 42-8111  
■ 営業時間 AM 10:00 ~ PM 6:30 ■ 定休日 毎週火曜日



● 安心してお仏壇をお選びいただくために  
正しい品質表示と原産国表示をするこのマークのある 確かな仏壇店でお求めください  
※原産国や品質表示を適正に表示をすることなく販売をする仏壇店が増えていますので、ご注意ください



暮らし・  
手続き

マイナポータルで受診状況を確認で  
きます

▼マイナンバーカードの保険証利用に登録すると、スマートフォンやパソコンで「マイナポータル」にログインすることで受診状況を確認できるほか、医療費控除を自動的に計算することができます。医療費通知が届く前に確定申告されたい方、医療費通知を紛失された方は、保険証利用の登録をご検討ください。

マイナンバーカードの保険証利用に関する詳細は、マイナンバー総合フリーダイヤル【TEL 0120-95-0178】にお問い合わせください。

なお、国民健康保険の医療費通知は下記のスケジュールで発送予定です。

診察月	発送時期
令和5年1月～10月診療分	令和6年1月上旬
令和5年11月～12月診療分	令和6年3月上旬

※医療費通知は再発行しておりませんので大切に保管してください。

問 市・市民課

TEL 42-1805

暮らし・  
手続き

「三ない運動」をご存じですか？

▼「三ない運動」とは「贈らない」、「求めない」、「受け取らない」です。

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることはもちろん、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも、公職選挙法により禁止されています。皆さま一人ひとりが寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

(～広報誌「総務省」(2023年12月号)より～)

問 市・選挙管理委員会

TEL 42-1908

HP [https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/naruhodo/naruhodo08.html](https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo08.html)



暮らし・  
手続き

20歳になったら「国民年金」

▼「国民年金」は、加入者が給付年齢に達した場合や病気・けがで障がいが残った場合などに年金を受け取ることができる制度です。

●20歳から加入「将来の大きな支えに！」

「国民年金」は、20歳から60歳までの方が必ず加入しなければならない制度です。国が責任をもって運営しているため安定しており、年金の給付は生涯にわたり保障されます。

また、「国民年金」には、老後のための老齢年金だけでなく、障害年金や遺族年金があります。障害年金は、病気やけがで障がいが残った場合に加入者に給付され、遺族年金は、加入者が死亡した場合にその加入者が生計を維持していた遺族(子のある配偶者や子)に給付されます。

●「学生納付特例制度」と「保険料納付猶予制度」

「学生納付特例制度」は学生、「保険料納付猶予制度」は学生を除く20歳から50歳未満の方をそれぞれ対象にした制度です。加入者(若年者納付猶予制度は加入者および配偶者)の所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予されます。

問 市・市民課 TEL 42-1805

問 留萌年金事務所 TEL 43-7211

暮らし・  
手続き

要介護認定高齢者の方に対する税法上の障害者控除について

▼介護認定(要介護度2～5)を受けている65歳以上の方で、一定の要件を満たしている場合、税法上の障害者控除を受けることができます。

なお、確定申告で税控除の手続きをする際には、「障害者控除対象者認定書」が必要となります。

申請様式については、市ホームページ(<https://www.e-rumoi.jp/>)および市・社会福祉課窓口(市役所本庁舎1階)で配布しています。

詳しくは、下記へお問い合わせください。

●令和5年分の申請

日 申請受付：1月9日(火)～

※申請の際は印鑑をご持参ください。

問 市・社会福祉課 TEL 42-1807



↑こちらのQRコードからも様式のダウンロードができます！

▼1月の催しおよび休館日は、下記のとおりとなります。詳しくは、下記へお問い合わせください。



●乳幼児向けおはなし会（おはなし玉手箱）

- ・10日(水) 11:00～「あっはっは」
- ・27日(土) 11:00～「あかちゃん」

●休館日

【年末年始休館】

- ・12月30日(土)～1月5日(金)

【月曜休館】

- ・8日(月・祝) / 15日(月) / 22日(月)

【蔵書点検休館】

- ・29日(月)～2月5日(月)

問 市立留萌図書館 TEL 42-2300

「競争入札参加資格審査申請」のご案内

▼令和6年度（物品等は令和6・7年度）の競争入札参加資格審査申請は、市・財務課契約係へ申請書をご提出ください。

市内に本店や支店、営業所などの事業所がある法人および個人事業者は、令和5年度の登録が済んでいる場合であっても、納税証明書などの書類の提出が必要です。

詳しくは、市ホームページ「入札等の情報」のページ ([https://www.e-rumoi.jp/zaimu/cat\\_00003.html](https://www.e-rumoi.jp/zaimu/cat_00003.html)) をご覧ください。

日 1月15日(月)～2月2日(金)(土・日曜日を除く)

※申請方法は、持参または郵送とします

【提出書類】

- ①納税証明書（留萌市税または本店所在地の市町村税、消費税）
- ②市税外納付調査の同意書ほか

問 市・財務課 TEL 42-1803

「Happy!おやつ」教室の開催について

▼お子さんの食事などで不安なことはありませんか？そんな方に是非参加して欲しい教室です。

食事や育児に関しての栄養士の講話の他、調理実習、試食もあります。

お子さんにやさしい、簡単手づくりおやつを皆さんで楽しく作ってみませんか？

日 2月9日(金) 10:00～12:00

所 保健福祉センターはーとふる

対 1～3歳の親子

定 10組

申 2月1日(木)まで

※当日はエプロン、三角巾（またはスカーフ）筆記用具などをご持参ください。

問 市・保健医療課

TEL 49-6050

「いきいきクッキング教室」に参加しませんか

▼20歳以上の方を対象にした、「いきいきクッキング教室」を開催します。生活習慣病予防のための手軽でおいしい料理をみなさんで楽しく作って、おいしく食べませんか？

当日は、塩分測定を行いますので、希望される方は、普段食べているみそ汁をご持参ください。

日 2月15日(木) 10:00～13:00

内 「簡単ヘルシーこつ骨ランチ」

所 保健福祉センターはーとふる  
2階調理実習室

定 15人（定員になり次第締め切り）

費 500円

申 2月7日(水)まで

※当日はエプロン、三角巾（またはスカーフ）、筆記用具などをご持参ください。

問 留萌市食生活改善推進員協議会事務局  
（市・保健医療課）

TEL 49-6050

一歩前に踏み出そう！仲間が、仕事が待っている！

「療育手帳を持っていて働いていたが辞めた」「一般企業で働いていたが、対人関係が苦手でうつを発症し、治療中である」「内臓疾患などがあり、身障者手帳を持っている」「障がいがあり、年齢や体力面で一般企業で働くのは無理と考えている」・・・

まずは一歩踏み出して相談を！

北海道知事指定障がい福祉サービス事業所  
NPO法人 サポートハウス



・留萌市開運町2丁目6番3号  
☎42-8666 [サポートハウスチャオ]

仕事内容

- ◎各種軽作業（室内外）
- ◎喫茶業務（2店舗）
  - ・クローバー（公民館内）
  - ・キートス（市立病院内）

随時、見学受付中！

（要予約）

市以外のお知らせ

北海道苦情審査委員制度のご案内

▼道が行った業務や制度の内容を審査する制度が、「北海道苦情審査委員」制度です。皆さん自身の利害に関する苦情であれば、苦情審査委員に申立てができます。皆さんに代わって、苦情審査委員が公正で中立的な立場から、道の関係機関に対し、必要な調査などを行います。審査の結果、道の業務に不備な点や制度に問題があるときは、道の機関に是正や改善を求めます。もちろん、個人情報保護にも十分配慮します。

苦情申立ての窓口は、道庁の道政相談センターまたは留萌振興局総務課です。苦情申立書及びリーフレットを用意しています。

苦情申立書に必要な事項を記入し、苦情申立ての窓口へ提出してください。また、郵送、ファックス、メールでも申立てができます。

※電話や匿名での申立ては受け付けていません。

問 北海道総合政策部知事室道政相談センター  
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL 011-204-5523 (直通)

FAX 011-241-8181

メール kujyou.koueki@pref.hokkaido.lg.jp

問 留萌振興局総務課

TEL 42-8404

◎北海道の苦情審査に関するホームページ (<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/dsc/kujyou-mousitate.html>) で詳しくご覧いただけます。



北海道の苦情審査に関するホームページQRコード

苦情の申し立て方法 北海道

検索

市以外のお知らせ

増毛町暑寒別岳スキー場 無料送迎バス運行

▼1月6日(土)から2月25日(日)までの毎週土曜・日曜・祝日の計19日間、増毛町暑寒別岳スキー場の無料送迎スキーバスが運行されます。発着場所は留萌合同庁舎(留萌振興局)前です。行きと帰りの時刻は下記の通りとなっていますので皆様のご利用をお待ちしています。

	留萌合同庁舎前発	スキー場着	スキー場発	留萌合同庁舎前着
行き	午前9:30	午前10:15		
帰り			午後4:30	午後5:15

※なお、定員(40名程度)に限りがありますので、場合によっては乗車できないこともあります。

問 増毛町暑寒別岳スキー場 TEL 53-3002

市以外のお知らせ

留萌警察署からのお知らせ

▼1月4日(木)から、警察署の「窓口業務の受付時間」が変わります。

新しい対応時間は、

月～金曜日(平日) 9:00～16:30

になります。

詳細は、下記QRコードを読み取り、留萌警察署のホームページをご覧ください。

TEL 42-0110 までお問い合わせ下さい。



留萌警察署  
ホームページ  
QRコード▶



市以外のお知らせ

自動車事故被害者支援制度について

▼国土交通省及びナスバ(独立行政法人自動車事故対策機構)では自動車事故被害者に対し、以下のような取り組みを行っています。

【国土交通省】

- ・短期入院、短期入所協力事業
- ・介護者なき後に備えるための情報提供

HP <http://www.mlit.go.jp/jidosya/anzen/04relief/accident/aftereffect.html>

問 国土交通省自動車局保証制度参事官室

TEL 03-5253-8111 (内線41418)

【ナスバ(自動車事故対策機構)】

- ・介護料の支給
- ・短期入院、短期入所費用助成(対象:介護料受給者)
- ・療護施設の設置、運営・交通遺児等貸付制度
- ・介護者なき後に備えるための情報提供など

HP <http://www.nasva.go.jp/sasaeru/index.html>

問 自動車事故対策機構 旭川支所

TEL 0166-40-0111

ナスバ(NASVA)  
交通事故被害者ホットライン

全国の交通事故被害者及びその家族などへ、ナスバの支援制度や相談先にお困りの場合には各種無料で相談できる窓口を電話で紹介しています。

TEL 0570-000738 (土・日・祝日・年末年始を除く 10:00～12:00、13:00～16:00)

## 北海道排水設備工事責任技術者資格登録更新のお知らせ

▼排水設備工事責任技術者資格の有効期間は5年間であり、資格登録者は5年ごとに資格登録更新の手続きをする必要があります。

更新対象者には、資格登録更新実施案内及び申込書等を後日郵送しますので、定められた期間内に手続きを行ってください。

なお、住所等が変更になっている対象者の方は、更新案内が届かない場合がありますので、速やかに変更手続きを行ってください。



更新対象者	平成30年に北海道排水設備工事責任技術者試験に合格した方、または資格登録更新手続きを行った方で、資格登録期間が令和6年3月31日で満了する資格登録者
受付期間	令和6年1月9日(火)～15日(月) ※土・日曜日を除く 9:00～正午、13:00～15:30
更新方法	手続き終了後、更新用テキストを配布します
手数料	7,000円 ※更新手数料(テキスト代込)及び資格認定証交付等手数料として

問 市・上下水道課下水道係

TEL 42-2049

## 内閣府からのお知らせ

▼「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」に基づき、防衛関係施設等の周囲おおむね1,000<sup>㍓</sup>の区域内及び国境離島等の区域内の区域を「注視区域」・「特別注視区域」として指定することとされていますが、令和5年12月11日に市内の一部の区域を注視区域として指定し、令和6年1月15日に施行する予定です。施行日後においては、指定された区域内の土地・建物で防衛関係施設等の機能を阻害する行為が行われていないか内閣府が調査を行います。

詳しくは内閣府のホームページをご参照いただくか、下記の内閣府のコールセンターまでお問い合わせください。

### 【注視区域】

留萌駐屯地を中心とした周囲おおむね1,000<sup>㍓</sup>の区域

問 内閣府重要土地等調査法コールセンター

TEL 0570-001-125 (平日 9:30～17:30)

HP <https://www.cao.go.jp/tochi-chosa>



◀内閣府ホームページQRコード

内閣府 重要土地

検索



## 冬の特定健診とがん検診のご案内

◎広報るもい4月号 (No. 781) に折り込みした「留萌市保健予防事業一覧」(水色)でも掲載しています。

▼生活習慣病や各種がんの早期発見・早期治療などを目的とした健(検)診を実施します。ご自身の健康チェックのために必ず受診しましょう。詳しくは、下記までお問い合わせ下さい。

### ● 健(検)診の実施日程

日程	会場	受付時間	特定健診・心電図	胃がん	肺がん	大腸がん	肝炎ウイルス検査	エキノコックス検査	乳がん	子宮頸がん	骨粗しょう症
2月27日(火)	保健福祉センター はーとふる	7:00～10:00	○	○	○	○	○	○	○	○	○
28日(水)			○	○	○	○	○	○	○	○	○
29日(木)			○	○	○	○	○	○	○	○	○

### ● 対象・費用

項目	対象者	料金		
		一般	市国保	75歳以上
特定健診	・40歳以上の方で、国民健康保険および後期高齢者医療制度の加入者	/	500円	500円
心電図	・特定健診を受診する方	/	500円	500円
胃がん	・40歳以上の市民	1,500円	500円	無料
肺がん		1,000円	500円	無料
大腸がん		500円	500円	無料
肝炎ウイルス		500円	500円	無料
エキノコックス症	・小学校3年生以上の市民	無料	無料	無料
乳がん	・35歳以上の女性市民	2,400円	500円	無料
子宮頸がん	・20歳以上41歳以下の女性市民	2,200円	500円	/
	・42歳以上の女性市民	1,200円	500円	無料
子宮超音波	・子宮頸がん検診を受診する方	500円	無料	無料
骨粗しょう症	・40歳以上70歳以下の女性市民	500円	500円	/

※子宮がん・乳がん検診は、2年に1回の受診となります。乳がん検診は、マンモグラフィーのみとなります。

※協会けんぽ(全国健康保険協会)加入者、北海道都市職員共済組合加入者のご家族の方も特定健診を受診できます。(受診券が必要)

※特定健診、胃がん検診を受診する方は、「ピロリ菌検査」「腫瘍マーカー」も追加受診できますので、申込みの際にお問い合わせください。

※生活保護受給者の方は、受給証明書をご持参ください。

※全ての健(検)診は30分ごとの予約制となっており、時間ごとに定員があります。

### ● 申込先

**申** 1月15日(月)～26日(金)までに下記へお申し込みください。(土・日曜日を除く)

**問** 市・保健医療課(はーとふる内) **TEL** 49-6080(受付時間9:00～17:00)

## 屋根から落ちる雪や氷による危険防止などのお願い

▼毎年、冬になりますと、屋根に積もった雪、氷、つららが落ちて、歩行者がけがをしたり、また、死亡したりすることが、しばしば起こっています。

皆さんも、冬期間の生活にはご苦労されていると思いますが、冬期間の通行を円滑にし、事故を無くするため、特に、次のことに注意するようお願いいたします。

◎屋根の雪、氷、つららが道路に落ちる建物には、これに伴う事故を避けるため雪止めをつけるようにしてください。

◎雪止めがつけてあっても強さが足りなかったり、針金などがさびついたり古くなったりして切れて落ちることもあるので、必ず点検して、悪いところがあれば早めに修繕するようにしてください。

◎屋根の雪、氷、つらは、気温が上昇したとき、特にマイナス3度位からプラス3度位になったときに落ちやすい状態となるため、そのようなときは、早めに落とすようにし、落とすときは歩行者や遊んでいる子供などに十分注意するようにしてください。



◎ビルの壁、窓枠、突出看板等からの落氷雪は少量でも危険であるため、付着した雪や氷の除去を行うようにしてください。

また、落氷雪の除去の際には、歩行者への十分な安全対策を行うようにしてください。

◎軒下を通行するときは、屋根からの落氷雪に十分注意するようにしてください。

◎軒下や道路では、子供を絶対に遊ばせないようにしてください。

◎屋根から大量の雪が落ちたときは、直ちに事故がないかどうか確かめるとともに、歩行者の通行への影響を避けるため、速やかに処理してください。

◎交通事故・交通障害防止のため、屋根からの落氷雪や敷地内の積雪を道路に出さないようにしてください。

問 留萌開発建設部公物管理課

TEL 42-2315 (内線 347)

FAX 42-2335

メール watabe-y22aa @ mlit.go.jp